<様式 20-2>

介護福祉士修学資金貸付事業　法人保証による貸付申請にあたっての留意事項

1　神奈川県介護福祉士修学資金（以下本修学資金という）は貸付制度です。申請者が返還免除となる要件を満たさない場合は、貸付金について返還となります。

2　申請者が、連帯保証人となっている法人を退職しても、本修学資金について返還免除または返還完了（完済）となるまでは連帯保証人としての契約は継続されます。

3　連帯保証となりますので、本修学資金について返還になった場合、まずは申請者への請求を求めること（催告の抗弁権）や、申請者に資力のあることを証明し、その財産から差押えていくよう求めること（催告の検索権）は認められません。

4　過去５年間において、下記①～⑤に該当している場合は連帯保証人となることはできません。
①営業の廃止又は解散をしている
②破産、民事再生、特別清算の申立てをしている
③財産上の信用に係る差押え、仮押さえ、仮処分を受けている
④財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けている
⑤営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けている

5　連帯保証を引き受ける条件として、労働契約の締結を強制することや、本修学資金が免除されるまで、または返還が完了するまで働くことを約束させることで、申請者の退職や他法人への転職を妨げることは、労働基準法第１７条の前借金相殺の禁止等に抵触しますので、労働契約と本修学資金の貸付契約とは明確に分けることを前提とした対応をして下さい。

6　連帯保証を引き受けていることを理由として、申請者が退職等した際に、労働契約の不履行として違約金または損害賠償額を予定する契約をすることは、労働の強制あるいは申請者の自由意思を不当に拘束することになりかねず、労働基準法第１６条の賠償予定の禁止に抵触しますので、労働契約と本修学資金の貸付契約とは明確に分けることを前提とした対応をしてください。

社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会　会長　殿

神奈川県介護福祉士修学資金の貸付申請に当たり、上記留意事項を確認のうえ同意します。

記入日：　　年　　月　　日

実印

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2025.4）